

空き家を放置しておくと、 さまざまな“問題”が起こります。

空き家とは？

年間を通して日常的に
利用されていない建物で、
敷地や立木などを含みます。
(法律では「空家等」と定義)

不審者が
侵入する
可能性がある。

草木が繁茂し、
隣家や道路に
越境し周辺へ
影響を及ぼす。

建物が傷み、
壁の倒壊や
屋根材飛散の
危険がある。

動物が住み着き、
糞尿などの臭気で
影響を及ぼす。

不法に
ゴミが捨てられ、
景観や衛生面に
悪影響がある。

❗ 損害賠償を請求される場合があります

試算

[参考]日本住宅総合センターによる損害賠償額の試算の例

倒壊や火災で、
隣接家屋が全壊・死亡事故が起こった場合

損害賠償額: 約2億円

※夫婦、子供の計3人が死亡



外壁材等の落下により道路歩行者の
死亡事故が起こった場合

**損害賠償額:
約6千万円**

※子供1人が死亡



❗ 納付税額が高くなる場合があります

「特定空家等」に認定されて「勧告」を受けると、固定資産
税等の住宅用地特例の対象から除外されます。

(特定空家等について詳しくは2頁参照)

※以下、現行の住宅用地特例の内容(課税標準額とは、税額を算出する基
礎となる価格のことです。)

	200㎡	200㎡超部分
固定資産税の課税標準額	1/6に減額	1/3に減額
都市計画税の課税標準額	1/3に減額	2/3に減額

除外 ➡ 税額が高くなります!